



2020年12月23日

各位

会社名 株式会社よみうりランド  
代表者名 代表取締役社長 溝口 烈  
(コード番号 9671 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役総務、広報担当 小林 道高  
(TEL. 044-966-1131)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2021年2月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年1月7日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2021年1月7日（木曜日）
- (2) 公告日 2020年12月23日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。  
<https://yomiuriland.co.jp/ir/e-public-notice/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2020年11月6日付の当社プレスリリース「株式会社読売新聞グループ本社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社読売新聞グループ本社（以下「公開買付者」といいます。）が2020年11月9日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまったため、公開買付者より、当社の株主を公開買付者のみとするために、会社法第180条に基づき当社株式の株式併合（以下「本株式併合」と

います。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することの要請を受けております。当該要請を受けて、当社は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上